

Rainbow Times

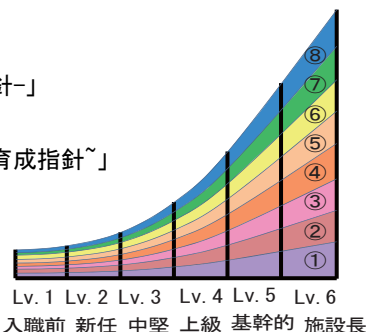
社会的養護領域における人材育成体系の紹介

平成12年に制定された児童虐待防止法には、国や自治体は児童虐待に携わる支援者の専門性の向上に努めることが明記されています。さらに、平成28年の児童福祉法等の一部改正で、児童相談所及び市町村の専門性強化がいわれ、児童福祉司の研修が義務化されるなど、専門性の確保に向け法的な規定が加わりました。一方、社会的養護領域でも専門性の強化に向けた取り組みがなされています。社会的養護を必要とする子どもたちの多くは深刻かつ複雑な課題を抱えており、かつ養育単位の小規模化に伴い、職員の専門性向上がより一層求められるようになりました。また、平成27年度より職員配置基準の引き上げや職員の処遇改善が提示されてきましたが、各施設では人材確保や育成が喫緊の課題になっています。各協議会では数年前より人材育成体制について検討されており、以下の報告書が出されています。

児童養護施設の研修体系より

- 全国児童養護施設協議会「改訂 児童養護施設の研修体系-人材育成のための指針-」
<http://www.zenyokyo.gr.jp/whatsnew.htm#02> (全養 HP) 平成29年3月
- 全国乳児福祉協議会「改訂 乳児院の研修体系-小規模化にも対応するための人材育成の指針-」
<http://www.nyujiin.gr.jp/> (全乳 HP) 平成27年3月
- 全国母子生活支援施設協議会「母子生活支援施設の研修体系~ひとり親家庭を支える人材の育成指針~」
<http://zenbokyuu.jp/outline/shiryuu.html> (全母 HP) 平成29年3月

人材育成の領域は施設種別の特徴に応じて少しずつ異なっていますが、例えば、児童養護施設の研修体系(右図)では ①人材育成の基本 ②資質と倫理 ③子どもの権利擁護 ④知識 ⑤子どもの支援技術 ⑥チームアプローチと機関協働 ⑦家族支援 ⑧里親・ファミリーホーム支援の8領域になっており、入職前→新任→中堅→上級→基幹的職員とキャリアがあがるにつれて学ぶべき内容や程度は高度になっていきます。職員が自身の将来像を頭に描くことは重要です。先が見えない不安を抱えた時に体系を元に今後の進むべき方向性を確認することは、職員を支える1つの手立てとなるでしょう。(南山)



海外ニュース

ISPCAN (国際子ども虐待防止学会) 公式論文雑誌 Child Abuse & Neglect -2017年 Vol.66より

vol. 63の特集号では様々な国や地域における性的被害とその影響に関する論文が掲載されており Rainbow Times16-3でご紹介しました。vol. 66ではこの特集のPart2が組まれており、その中には、日本について書かれている研究論文がありました。詳しくご紹介します。

「日本の児童に対する性的虐待：系統的レビューと今後の方向性 (Child Sexual Abuse in Japan: A Systematic Review and Future Directions Masako Tanaka, Yumi E. Suzuki, Ikuko Aoyama, Kota Takaoka, Harriet L. MacMillan)」

WHOの2014年の報告によれば、児童への性的虐待予防の戦略をたてている国は133カ国中37%であった。児童への性的虐待(CSA)の予防的戦略をたてるための第一ステップは、発生率や健康と発達への影響についてのデータを集約し理解を深めることであるが、日本には国レベルでの疫学的データが存在しない。研究では子どもの虹情報研修センターを含む国内外のデータベースから、2015年7月以前に発行された、一般の人を対象とした日本でのCSA被害経験の有無を調べた論文を検索して606本を抽出し、その中で基準を満たした8本の研究について系統的レビューを行った。結果、挿入を伴わない性的接触(露出、のぞき、児童ポルノなどは含まない)の遭遇率は文献によって女性で10.4~60.7%、男性で4.1%であった。また挿入に至るCSAの発生率は女性で1.3~8.3%、男性で0.5~1.3%であった。レビューによって、CSAの検証方法の未確立や調査への低い回答率など、研究の方法論的課題も明らかになった。論文内容を分析検討すると、日本女性については、挿入に至るCSAの発生率の低さとは対照的に、性的接触CSAの遭遇率は国際的調査研究結果と比較すると同等か、それ以上である可能性がある。日本には性的虐待や暴力の軽視、伝統的な男女の役割モデルへの固執、被害者の持つ恥の意識、女子は自ら貞操を守るべきとする考え方など、子どもが性被害を性被害として認めることを阻むと考えられる文化的特徴がある。今後は、性的虐待や性犯罪などについての子どもの被害認識、被害の実態、CSA被害の検証方法について研究が進められるべきで、日本の研究者の国際的専門誌への投稿も望まれる。

*2015年度、児童相談所が対応した児童虐待相談約10.3万件の中で性的虐待は2%でした。これはあくまで「保護者からの性的虐待」に限った数値です。国連では現在、児童へのあらゆる暴力をなくすため、虐待の主体を保護者に限定しない、国際比較ができる国別統計を求めています。(田中) *

情報発信の配信先アドレスの変更
・配信停止等はこちらまでご連絡ください。

Rainbow Times

企画・編集室(担当:南山) お気づきの点は下記まで...
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
子どもの虹情報研修センター
TEL: 045-871-8011 FAX: 045-871-8091 Email: guest-1@crc-japan.net